

事 務 連 絡

令和8年4月2日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局経由)

国土交通省大臣官房参事官(上下水道技術) 付 課長補佐

P R T R 制度における届出及び化学物質管理計画の策定について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づき、一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

つきましては、P R T R 制度の確実な運用を図るため、「化管法の対象となる下水道事業者判定フロー」(別紙1)に基づき、届出に万全を期すようお願いします。詳細は、「化管法の対象となる下水道事業者とその責務」(別紙2)を参照して下さい。令和6年度の届出（令和5年度排出量・移動量把握分）から、政令番号ではなく、管理番号を使用して届出を行っています（別紙3）。届出に際しては、「P R T R 届出提出前の確認事項」(別紙4)により、届出内容の確認をお願いします。

また、P R T R 届出事務全体の効率化の観点から、「電子届出の促進について」(別紙5)を参照し、原則、インターネットブラウザによる電子届出を活用いただきますようお願いいたします。また、令和6年度の届出（令和5年度排出量・移動量把握分）から、届出様式が変更されています。書面届出の場合、旧様式を使用すると差戻しとなるためご注意ください。

さらに、公共用水域への排出量に関わらず、化管法に基づく化学物質管理指針に基づき、化学物質管理計画を未策定の団体においては、「化学物質管理計画の策定」(別紙6)を参照し、早期に策定していただくようお願いします。なお、日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、容易に化学物質管理計画を策定できる簡易様式(別紙7)を参考として下さい。

今後、化学物質管理計画の策定状況についてフォローアップしていきますのでよろしくお願い申し上げます。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしく申し上げます。

連絡先 国土交通省大臣官房参事官（上下水道技術） 付 石井

Tel: 03-5253-8111 (34316)

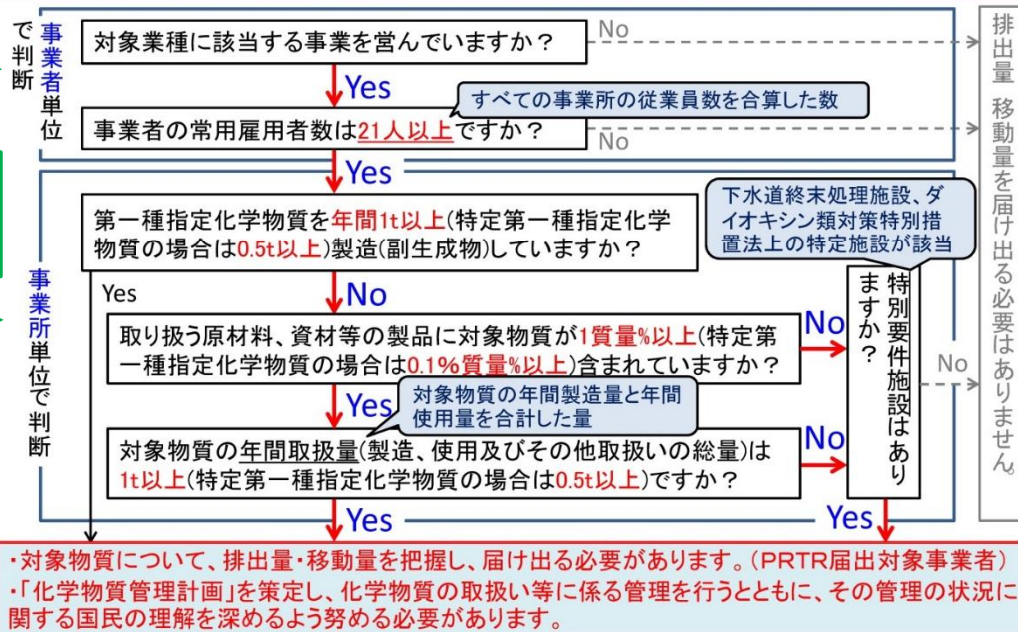
E-mail: ishii-h2j9@mlit.go.jp

事業者は自治体または公営企業等が該当します。従業員数は本社及び全国の支社・出張所を含めた、すべての事業所の従業員数の合計です。

事業所は下水処理場等が該当します。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる下水道事業者 判定フロー

・下水道事業者は必ず指定化学物質等取扱事業者に該当するため、下水処理場毎に化学物質管理の方針を定めるとともに、化学物質管理計画の策定に努めなければならない(努力義務)。

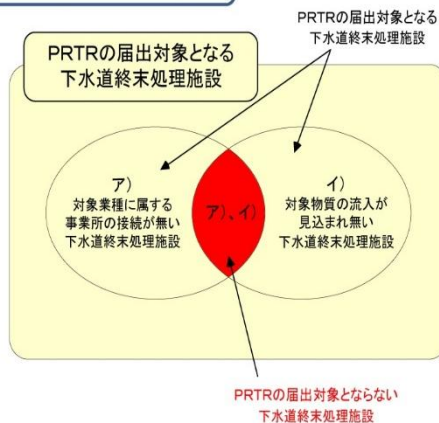


特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象となる下水道事業者 PRTR届出対象除外要件

・下水道事業者は、以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、排出量等の届出は不要として運用しています。

ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと
下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなす。

イ) 対象物質の流入が見込まれないこと
過去に行われた放流水の水質測定において対象物質が検出されなかった場合を意味する。



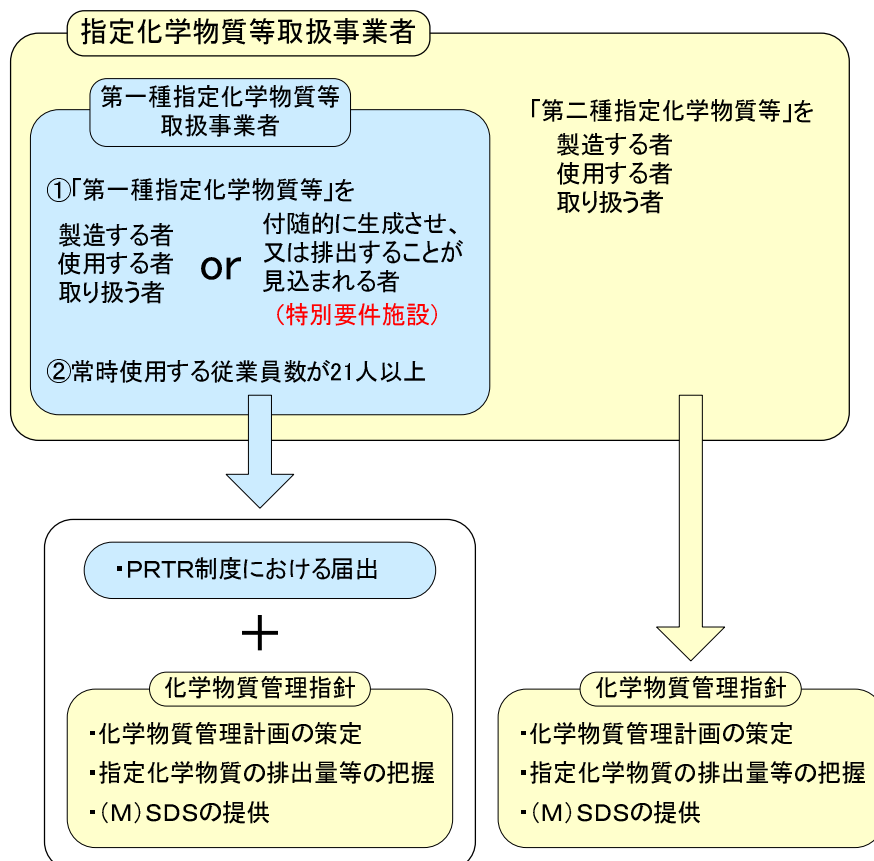
ただし、下水道事業者が、下水污泥焼却施設を有する場合は水銀及びその化合物の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設を有する場合はダイオキシン類の届出、また自らPRTRの対象物質を使用しており、その年間取扱量が1t(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t)を超える場合は、届出が必要となります。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 の対象となる下水道事業者とその責務

1. 対象事業者の責務

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下、化学物質排出把握管理促進法、又は化管法）では、同法で指定されている第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取扱等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者を「第一種指定化学物質等取扱事業者」としています。さらに、同様に化管法によって指定されている第二種指定化学物質を製造、使用その他業として取扱等により、事業活動に伴い当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者と「第一種指定化学物質等取扱事業者」を合わせて「指定化学物質等取扱事業者」としています。

「第一種指定化学物質等取扱事業者」はPRTR制度の対象事業者となるため、対象物質について、排出量・移動量を把握し、届け出る必要があります。さらに、「指定化学物質等取扱事業者」でもあることから、化学物質管理指針¹⁾に留意し、「化学物質管理計画の策定」、「指定化学物質の排出量等の把握」、「(M) SDSの提供」を行うことによって、化学物質の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。



出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案) 令和5年度版」等をもとに国土交通省作成

図 1-1 指定化学物質等取扱事業者の分類と責務

¹⁾ 化学物質管理指針：指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

2. 対象となる下水道事業者

2.1. 対象事業者の判定

化管法に基づく P R T R の届出対象事業者であるかどうか、また、排出量・移動量の算出・届出の対象となる物質が何かを判定するには、

- ① 事業者の業種
- ② 常時使用する従業員の数
- ③ 当該事業者が有する事業所における対象物質の年間取扱量¹⁾

または、

- ④ 特別要件施設の有無²⁾

により判定されます。

下水道事業者のうち、下水処理場を設置している者、又は事業活動に伴って所定の質量の第一種指定化学物質等を取り扱う事業所を有している者であって、常時使用する従業員の数が 21 人以上である者は、対象事業者となります。

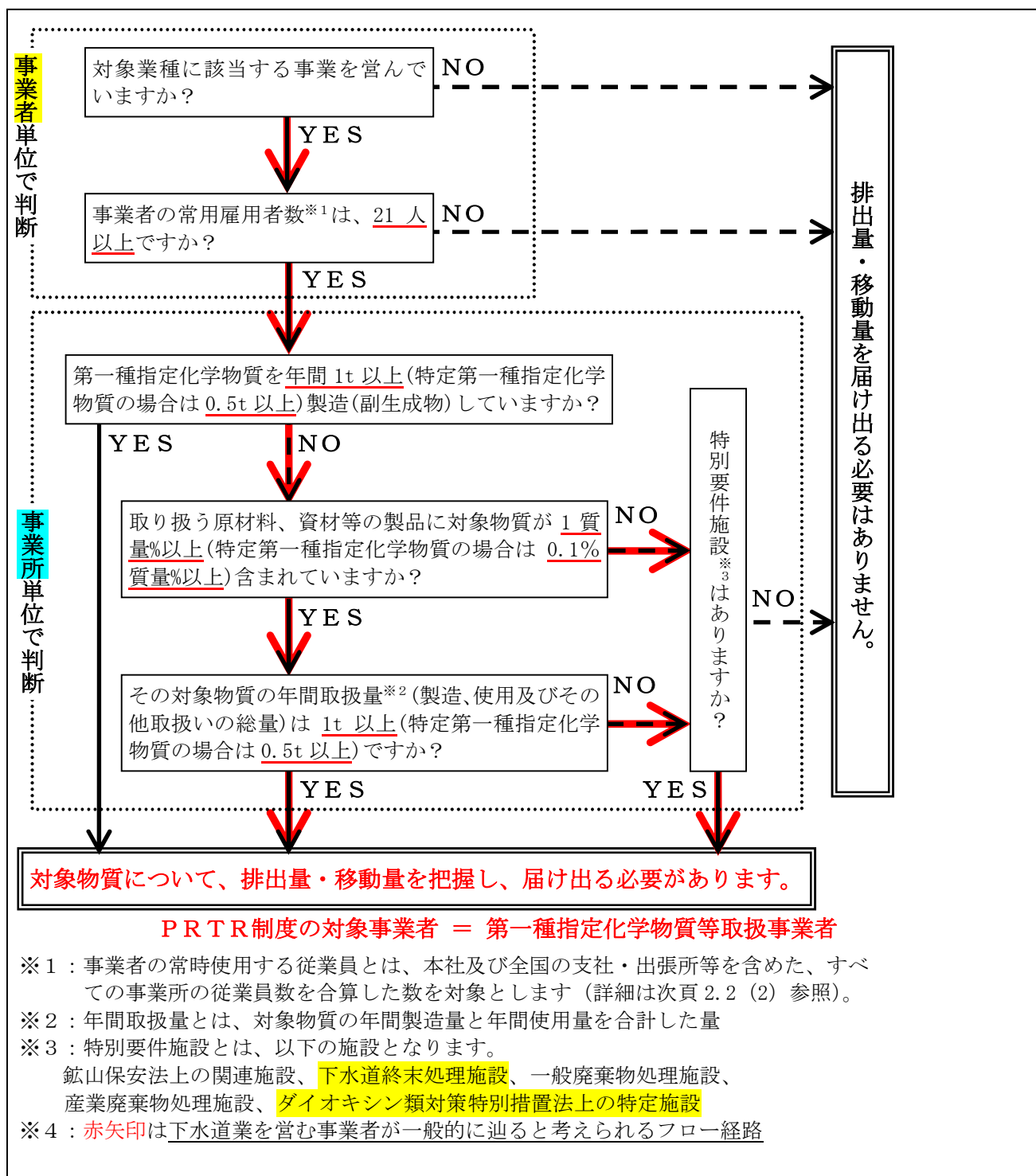
具体的には図 2-1 に従い、要件に該当する事業者は、P R T R の届出対象事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）となります。

¹⁾ 法第 2 条第 5 項第 1 号に該当する事業者は、年間取扱量により届出対象事業者となる。法に基づく、年間取扱量は「製造量」、「使用量」、「その他取扱量」の合計となる。用語の意味は以下に示す。

- ・年間取扱量…年度内 1 年間(年度初め 4 月～年度末 3 月)に取り扱った対象物質の量のことで、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量
- ・年間製造量…年度内 1 年間に化学反応、精製等により作り出される対象物質の量
- ・年間使用量…年度内 1 年間に原材料、資材等に含まれる対象物質を事業所内で用いる量

なお、年度途中から対象業種に含まれる事業を開始した場合の年間取扱量、年間製造量、年間使用量は、事業を開始した時点から当該年度の 3 月末までの期間で算出すること。

²⁾ 法第 2 条第 5 項第 2 号に該当する事業者は、特別要件施設の有無により届出対象事業者となる。事業活動に伴って付随的に対象物質を生成、または排出することが見込まれる事業者はこれに該当する。



出典) 経済産業省ホームページ等をもとに国土交通省作成

図 2-1 判定フロー

2.2. 対象事業者判定における留意事項

(1) 業種の判定

下水道事業者は、化管法の政令で定めた対象業種のうちの「下水道業」に該当します。

(2) 常時使用する従業員の数の判定

事業者の常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合、対象事業者となります。ここでの常時使用する従業員とは本社及び全国の支社・出張所等を含めた全ての事業所の従業員の数の合計であり、下水道事業者においては、地方公営企業の場合は、当該企業の全職員が該当し、それ以外の場合にあっては、当該地方公共団体の全職員が該当します。従って、下水処理場を設置している下水道事業者が従業員の数が 21 人以上という要件から外れるケースは、非常に少ないと想定されます。

なお、届出書「本紙」にも従業員数を記載する箇所がありますが、こちらは「事業所（下水処理場）」の従業員数になります。対象事業者の判定で使用する「事業者（地方公営企業や地方公共団体）」の従業員数とは異なる点にご注意ください。

表 2-1 国や地方公共団体の従業員数の考え方

事業者	従業員数
国※1	全職員数(省庁単位)
自衛隊駐屯地、基地等	全職員数(駐在地等单位)
独立行政法人等	全職員数(法人単位)
国立大学	全職員数(大学単位)
国立病院(診療所を含む)	全職員数(病院単位)
都道府県	全職員数(都道府県単位)
市町村	全職員数(市町村単位)
地方公営企業※2	全職員数(公営企業単位)
一部事務組合	全職員数(組合単位)
公立大学	全職員数(大学単位)
公立病院(診療所を含む)	全職員数(病院単位)
(参考)民間企業	全従業員数(事業者単位)

※1 自衛隊駐屯地、基地等を除く。

※2 地方公共団体の経営する企業のうち、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 2 条の規定の適用を受けるもの。

出典「PRTR排出量等算出マニュアル(第 5.0 版)」より抜粋

(3) 対象物質の年間取扱量の判定（事業所単位）

対象物質の年間取扱量は事業所ごとに算出します。使用量・取扱量等の変動や事業内容の変更、排出削減対策の実施などにより、届出対象となる事業所や物質が変わる可能性があるため、年間取扱量（4月から翌年3月までの一年間）の判定は毎年行う必要があります。

表 2-2 に示す指定量以上の年間取扱量の対象物質が一つ以上ある場合は、届出対象事業者となり、年間取扱量が指定量以上の対象物質が、排出量・移動量の届出の対象となります。

なお、対象物質の年間取扱量等の判定を行う事業所の判別や事業所毎の対象物質の年間取扱量の算出手順については、P 13「PRTR関連情報の入手先」からマニュアル等を入手の上、ご活用ください。

表 2-2 事業所ごとの対象物質の年間取扱量の要件

対象物質の種類	特定第一種	第一種
使用する原材料、資材等の形状	廃棄物・天然物・再生資源及び一般消費者の生活用品以外の、主に気体・液体・粉体の製品（非密閉）	
使用する原材料、資材等に含まれる対象物質の含有率	0.1 質量%以上	1 質量%以上
対象物質の年間取扱量	0.5 t/年以上	1 t/年以上

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 4.2 版)」等をもとに国土交通省作成

(4) 特別要件施設の判定（事業所単位）

次に示す特別要件施設がある場合には、PRTRの届出対象事業者には該当します。下水道事業者は通常**イ**に該当し、「ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設」となっている下水道終末処理施設は、**イ**に加え**エ**も該当する場合があります。

ア 金属鉱業又は原油及び天然ガス鉱業を営む事業者	→ 鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設
イ 下水道業を営む事業者	→ 下水道終末処理施設
ウ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業を営む事業者	→ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設
エ いずれかの対象業種を営む事業者	→ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設

届出対象物質は、特別要件施設から排出される排ガス・排水等に含まれる他法令に基づく測定の対象物質（水質汚濁防止法の排水基準項目のうちPRTR対象物質に該当する物質、ダイオキシン類、大気汚染防止法により測定の義務が課された水銀及びその化合物）で、表 2-3 に示すとおりです。

令和 5 年度の届出から「下水道終末処理施設が設置されている事業所」の把握対象・届出対象物質に、大気汚染防止法による水銀排出施設（污泥焼却施設）からの「水銀及びその化合物」の「大気」への排出量が追加されました。

表 2-3 特別要件施設（下水道事業者関連のみ）の対象物質（R6.4 時点）

対象事業所	把握対象	届出対象物質
下水道終末処理施設が設置されている事業所	公共下水道又は流域下水道からの放流水に含まれる対象物質の排出量	注)に示す 30 物質 (別資料「PRTR制度における届出について」を参照) ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設となっている下水道終末処理施設の場合)
	大気汚染防止法の水銀排出施設(污泥焼却施設)を有する場合、当該施設からの排出ガスに含まれる対象物質の排出量	水銀及びその化合物(大気)
ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設が設置されている事業所	大気基準適用施設にあつては当該施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類の排出量	ダイオキシン類
	水質基準適用事業場にあつては当該事業場からの排水に含まれるダイオキシン類の排出量	
	廃棄物焼却炉である特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の排出量及び移動量	

注)水質汚濁防止法の排水基準項目:排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)別表第一に掲げる排水基準項目及び別表第二に掲げる排水基準項目を指す。(参考:別表第一のうち 26 物質(ただし、有機燐化合物の一部を除く。)及び別表第二のうち 4 物質(銅、亜鉛、マンガン、クロム)が、次の第一種指定化学物質に該当。)

出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第 5.0 版)」等をもとに国土交通省作成

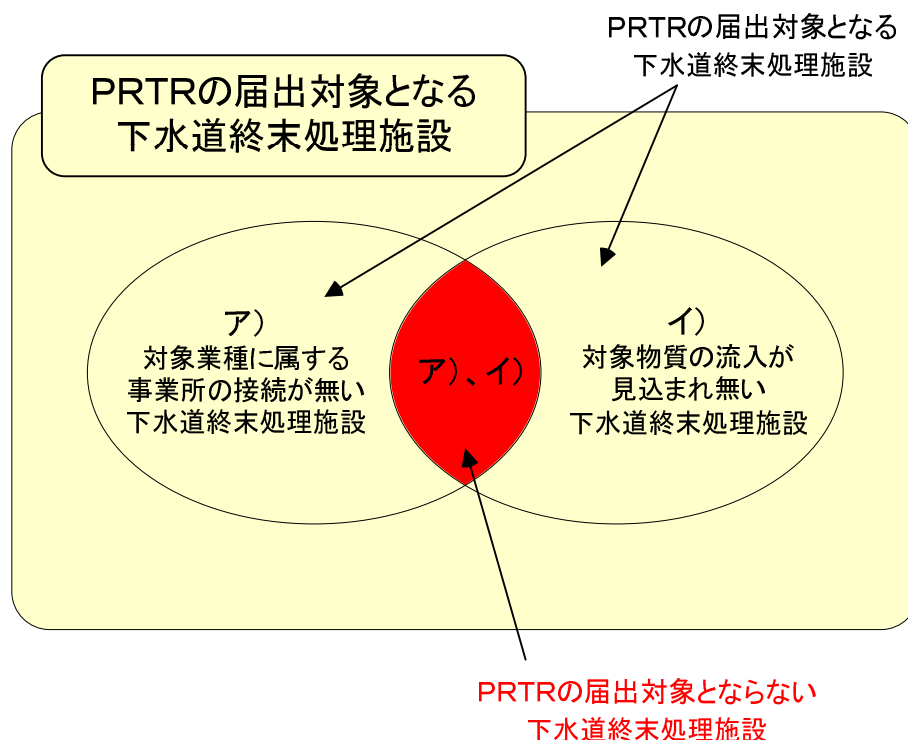
また、下水道事業者は、以下のいずれにも該当することが確認できた下水道終末処理施設については、排出量等の届出は不要として運用しています。

ア) 対象業種に属する事業所の接続がないこと

下水道使用者のリストから判断するものとし、いかなる事業を営んでいるか不明な事業者が含まれている場合は、対象事業を行っているものとみなす。

イ) 対象物質の流入が見込まれないこと

過去に行われた放流水の水質測定において対象物質が検出されなかった場合を意味する。



出典)「PRTR排出量等算出マニュアル(第4.2版)」等をもとに国土交通省作成

図 2-2 下水道事業者におけるPRTR届出対象除外要件

但し、下水道業を営む事業者が、下水污泥焼却施設を有する場合は水銀及びその化合物の届出、ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設となっている下水道終末処理施設を有する場合はダイオキシン類の届出、また自らPRTRの対象物質を使用しており、その年間取扱量が1t(特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t)を超える場合は、届出が必要となります。なお、同様の考え方から、もっぱら生活排水等の処理を行う農業集落排水施設及び合併処理浄化槽についても、届出は不要としているところ

表 2-4 対象業種一覧

1 金属鉱業	4 電気業	21 産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
2 原油・天然ガス鉱業	5 ガス業	22 医療業
3 製造業	6 熱供給業	23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
a 食料品製造業	7 下水道業	24 自然科学研究所
b 飲料・たばこ・飼料製造業	8 鉄道業	注1: 公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。
c 繊維工業	9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	
d 衣服・その他の繊維製品製造業	10 石油卸売業	注2: 日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠した業種分類
e 木材・木製品製造業	11 鉄スクラップ卸売業 ^{*)}	
f 家具・装備品製造業	*) 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。	
g パルプ・紙・紙加工品製造業	12 自動車卸売業 ^{*)}	
h 出版・印刷・同関連産業	*) 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。	
i 化学工業	13 燃料小売業	
j 石油製品・石炭製品製造業	14 洗濯業	
k プラスチック製品製造業	15 写真業	
l ゴム製品製造業	16 自動車整備業	
m なめし革・同製品・毛皮製造業	17 機械修理業	
n 窯業・土石製品製造業	18 商品検査業	
o 鉄鋼業	19 計量証明業(一般計量証明業を除く。)	
p 非鉄金属製造業	20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	
q 金属製品製造業		
r 一般機械器具製造業		
s 電気機械器具製造業		
t 輸送用機械器具製造業		
u 精密機械器具製造業		
v 武器製造業		
w その他の製造業		

(留意事項)

- ① 「国や地方公共団体等の公務」は、実際に行われる業務の外形に着目して業種の分類を行い、分類された業種が対象業種に該当すれば、届出の対象となります。
- ② 業種分類は日本標準産業分類(平成5年改定)に準拠しています。
- ③ 「その他の製造業」は、日本標準産業分類(平成5年改定)の中分類34に分類されるものが該当します。具体的には、貴金属製品製造業、楽器製造業、玩具・運動用具製造業などが含まれます。
- ④ 自動車整備業の登録はしておらず、専ら自動車部品やカーアクセサリーの販売を行っている事業者が、部品の修理サービスを行い、それに伴ってカーエアコン等からフロンの抜き取りなどを行っている場合でも、当該事業者は「自動車部分品・付属品小売業」であり、対象業種には該当しません。
- ⑤ 発電所が建設工事中の場合は、未だ「電気業」を営んでいるとは考えられないので、他の対象業種に属する事業を行っていないければ、対象業種には該当しません。
- ⑥ 薫蒸業者との契約に基づき薫蒸庫を貸している事業者は、倉庫業を営んでいますので、対象業種に該当します。

3. 化管法における下水道事業者の責務

化管法の対象となる下水道事業者に課せられる責務⁴⁾は、以下のようなものがあります。

① P R T R制度における届出

一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、国土交通大臣に届け出なければならない。（化管法第5条）

② 化学物質管理計画の策定

下水道終末処理施設を設置する下水道事業者は、国の定める化学物質管理指針に留意して、化学物質管理の方針及び化学物質管理計画の策定・実施を行うなど、化学物質等の使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。（化管法第4条）

③ 指定化学物質の排出量等の把握

指定化学物質等取扱事業者である下水道事業者は、指定化学物質の管理の改善に資するため、指定化学物質の排出量等を把握すること。（化学物質管理指針）

④ (M) S D S の提供

下水道事業者は、指定化学物質等を含む製品を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その性状及び取扱いに関する情報（(M) S D S）を相手方に提供しなければならない。（化管法第14条）

⁴⁾「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン（案） 令和5年度版」より抜粋

4. 下水道事業者が届出を行う対象物質

下水道事業者の届出対象物質は、「下水道法第 21 条第 1 項の規定に基づく水質検査の対象となっている第一種指定化学物質」(化管法施行規則第 4 条第 1 号ニ)となっており、具体的には表 3-1 に掲げる 30 物質及びダイオキシン類の排出量について届け出る必要があります(ただし、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設となっている下水道終末処理施設の場合のみ)。

また、水銀排出施設(汚泥焼却施設)については、水銀及びその化合物の大気への排出量を把握して届出する必要があります。

これらの物質の排出量は、算定結果が 0.0 であっても届け出る必要があります。

都道府県の判断により下表に示す 30 物質及びダイオキシン類以外のPRTRの対象物質で水質検査の対象に加えられている物質(いわゆる「横出し」規制物質)については、届出の必要はありません。

表 3-1 下水道法水質測定項目 (30 物質) (R6.4 時点)

	管理 番号 (※)	物質名(※)	政令 番号 (※)		管理 番号 (※)	物質名(※)	政令 番号 (※)
1	1	亜鉛の水溶性化合物 ＜亜鉛及びその化合物＞	1	16	242	セレン及びその化合物	277
2	48	O-エチル=O-4-ニトロフ ェニル=フェニルホスホ チオアート(別名E P N) ＜有機リン化合物＞	69	17	262	テトラクロロエチレン	301
3	75	カドミウム及びその化合 物	99	18	268	テトラメチルチウラムジスルフィ ド(別名チウラム又はチラム)	309
4	87	クロム及び三価クロム化 合物 ＜クロム及びその化合物 ＞	111	19	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。) ＜銅及びその化合物＞	314
5	88	六価クロム化合物	112	20	279	1,1,1-トリクロロエタン	323
6	113	2-クロロ-4,6-ビス(エチ ルアミノ)-1,3,5-トリア ジン(別名シマジン又はC A T)	140	21	280	1,1,2-トリクロロエタン	324
7	144	無機シアン化合物(錯塩及 びシアン酸塩を除く。) ＜シアン化合物＞	164	22	281	トリクロロエチレン	325
8	147	N,N-ジエチルチオカル バミン酸S-4-クロロベン ジル(別名チオベンカルブ 又はベンチオカーブ)	168	23	332	砒素及びその無機化合物 ＜砒素及びその化合物＞	378
9	149	四塩化炭素	171	24	374	ふっ化水素及びその水溶性塩 ＜弗素化合物＞	414
10	150	1,4-ジオキサン	173	25	400	ベンゼン	452
11	157	1,2-ジクロロエタン	181	26	405	ほう素化合物 ＜ほう素及びその化合物＞	458
12	158	1,1-ジクロロエチレン(別 名塩化ビニリデン)	182	27	406	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	459
13	179	1,3-ジクロロプロペン(別 名D-D)	207	28	412	マンガン及びその化合物 ＜マンガン及びその化合物(溶 解性)＞	465
14	186	ジクロロメタン(別名塩化 メチレン)	213	29	632	1,2-ジクロロエチレン ＜シス-1,2-ジクロロエチレン ＞	183
15	237	水銀及びその化合物 ＜水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物＞	272	30	697	鉛及びその化合物	353

※物質名は、化管法政令名を記載。但し、化管法における第一種指定化学物質と下水道法の水質測定項目が完全に一致しない場合は、下水道法の化学物質名を＜＞書きで記載。
 ※令和3年度の化管法施行令の改正に伴い、令和6年度の届出より政令番号に代わり管理番号が使用されることとなった。
 ※政令番号は、令和3年度の化管法施行令改正後の番号。

4. 1. P R T R 制度の届出物質に関する留意事項

(1) フェノール類の取り扱い

下水道法、水質汚濁防止法等の測定項目では「フェノール類」が水質検査の対象となっていますが、これにはP R T Rの対象物質である「フェノール」、「クレゾール」及び「ピロカテコール」を含む多様な物質が含まれており、それぞれの分別が困難であること等に鑑み、いずれについても届出の必要はありません。

(2) 汚泥による排出量等の取扱

特別要件施設に関して、他法令に基づく測定項目となっている対象物質以外に、自主的に行った汚泥中の化学分析等の結果を用いた排出量等の届出は必要ありません(届出を行わないでください)。

但し、下水道業を営む事業者が、自ら対象物質を使用しており、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は、0.5t）を超える場合は、届出が必要となります。

(3) 排出量等の把握について

他法令で測定義務があるにもかかわらず、実際には対象物質の濃度を測定していない場合でも、その対象物質の排出量・移動量を把握する必要があります。

(4) 「溶解性」の水質測定項目の取り扱い

マンガン及びその化合物(管理番号 412)等*については、下水道法、水質汚濁防止法等の水質測定項目としては「溶解性」のものに限定されており、対象物質の範囲と他法令における測定項目の記載にズレがありますが、このような場合は、「溶解性マンガン」についての測定結果をそのまま用いて、「マンガン及びその化合物」の排出量を算出して差し支えありません。（なお、「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)」(国土交通省年・地域整備局下水道部、平成17年8月)の中でサンプリング調査等を行い、一定の排出係数が設定されています。)

※「マンガン及びその化合物」とそれ以外に該当する物質は以下になります。

- ・「亜鉛の水溶性化合物」（←法定測定項目は「亜鉛及びその化合物」）
- ・「クロム及び三価クロム化合物」（←「クロム及びその化合物」）
- ・「無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)」（←「シアン化合物」）
- ・「水銀及びその化合物」（←「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」）
- ・「銅水溶性塩(錯塩を除く)」（←「銅及びその化合物」）
- ・「砒素及びその無機化合物」（←「砒素及びその化合物」）
- ・「ふっ化水素及びその水溶性塩」（←「ふっ素化合物」）
- ・「ほう素化合物」（←「ほう素及びその化合物」）
- ・「マンガン及びその化合物」（←「マンガン及びその化合物（溶解性）」）

(5) 「有機燐化合物」の取り扱い

下水道法や水質汚濁防止法等の法定測定項目ではパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN の総量で「有機燐化合物」として測定していますが、この場合、「有機燐化合物」としての測定値を用いて、「EPN」(管理番号 48)の排出量を算出しても、差し支えありません。なお、P R T R の届出を行うべき物質は、「有機燐化合物」ではなく、「EPN」です。

5. P R T R 届出の方法

5.1. 参考となる手引き・マニュアル

P R T R 届出を行う際、届出方法や排出量・移動量などの算出方法など届出に関する必要な情報は下記の資料に記載されています。

- ✓ P R T R 排出量等算出マニュアル
 - ・ P R T R 制度の意義
 - ・ 届出対象事業者・届出対象物質の判定手順
 - ・ 排出量・移動量の基本的な算出手順
 - ・ 特別要件施設の判定、特別要件施設からの排出量・移動量の算出手順
 - ・ 届出の仕方
 - ・ その他 (Q & A、用語集、法令集など)
- ✓ P R T R 届出の手引き ～届出書の作成・提出の方法について～
 - ・ 電子、磁気ディスク、書面による届出の方法
 - ・ 変更届出の方法 (届出を行った後、その届出内容を変更 (修正) する手続方法)
 - ・ 取下げ願いの方法 (届出を行った後、その届出を取り消す手続方法)
 - ・ その他 (対象化学物質一覧、業種コード・届出先一覧など)

上記手引き・マニュアルは P 1 3 「P R T R 関連情報の入手先」にある経済産業省及び環境省の P R T R 関連ホームページ、または独立行政法人製品評価技術基盤機構 (N I T E) のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

P R T R 関連情報の入手先

経済産業省及び環境省の P R T R 関連ホームページには、

- 化学物質排出把握管理促進法についての紹介
- P R T R 制度の紹介
- 排出量・移動量の算出方法（P R T R 排出量等算出マニュアルほか）
- Web 上で届出書（PDF 形式ファイル）を作成する「PRTR 届出作成支援システム」や、オンラインで 24 時間いつでも届出手続きが可能な「電子届出システム」など、届出に関する必要な情報が掲載されておりますので、ご活用ください。

□経済産業省ホームページ「化学物質排出把握管理促進法」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

□環境省ホームページ「PRTRインフォメーション広場」

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のホームページにおいても、参考となる情報が掲載されています。

□NITE化学物質管理センターホームページ「化学物質管理 化管法関連情報」

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_index.html

また、国土交通省のホームページには、化管法に基づく届出に係る公表データをもとに、下水道からの様々な化学物質の排出量を把握するとともに、化学物質管理計画の策定や情報の提供・リスクコミュニケーションを進めるための具体的な手法を示したガイドライン（案）を策定しています。

□国土交通省ホームページ「水管理・国土保全局下水道部 審議会・委員会」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000447.html

下水道における水系水質リスク対応検討会

- 下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン（案）（R5.4）
- 資料編
- 付録

P R T R 届出における管理番号の使用について

令和 3 年度の化管法の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行の指定化学物質及び新規指定化学物質に、政令番号（※ 1）とは異なる管理番号（※ 2）が付与されました。PRTR 制度では、令和 6 年度の届出（令和 5 年度排出量・移動量把握分）から、政令番号ではなく、**管理番号を使用して届出を行う**ことになっています¹。

※ 1：政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に 1 から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合があります。

※ 2：化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、1 指定化学物質に対応する固有の 1 番号となる管理番号は原則維持されます。

管理番号	旧政令番号	新政令番号	PRTR 対象化学物質 ^{注 1}
1	1	1	亜鉛の水溶性化合物【亜鉛及びその化合物】 ^{注 2}
48	48	69	O・エチル=O・4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名 E P N) 【有機燐化合物】 ^{注 2}
75	75	99	カドミウム及びその化合物
87	87	111	クロム及び三価クロム化合物【クロム及びその化合物】 ^{注 2}
88	88	112	六価クロム化合物
113	113	140	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジジン又は C A T)
144	144	164	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。) 【シアン化合物】 ^{注 2}
147	147	168	N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
149	149	171	四塩化炭素
150	150	173	1,4-ジオキササン
157	157	181	1,2-ジクロロエタン
158	158	182	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
179	179	207	1,3-ジクロロプロペン(別名 D・D)
186	186	213	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
237	237	272	水銀及びその化合物【水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物】 ^{注 2}
242	242	277	セレン及びその化合物
262	262	301	テトラクロロエチレン
268	268	309	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
272	272	314	銅水溶性塩(錯塩を除く。) 【銅及びその化合物】 ^{注 2}
279	279	323	1,1,1-トリクロロエタン
280	280	324	1,1,2-トリクロロエタン
281	281	325	トリクロロエチレン
332	332	378	砒素及びその無機化合物【砒素及びその化合物】 ^{注 2}
374	374	414	ふっ化水素及びその水溶性塩【ふっ素化合物】 ^{注 2}
400	400	452	ベンゼン
405	405	458	ほう素化合物【ほう素及びその化合物】 ^{注 2}
406	406	459	ポリ塩化ビフェニル(別名 P C B)
412	412	465	マンガン及びその化合物【マンガン及びその化合物(溶解性)】 ^{注 2}
632	159 ^{注 3}	183	1,2-ジクロロエチレン【シス-1,2-ジクロロエチレン】 ^{注 2}
697	305 ^{注 4}	353	鉛及びその化合物

注 1：下水道法水質測定項目（30 物質）

注 2：【】は下水道法の名称を示す。

注 3：化管法の政令改正前は「シス-1,2-ジクロロエチレン」

注 4：化管法の政令改正前は「鉛化合物」

¹ 経済産業省ホームページ（令和 7 年 3 月 4 日閲覧）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

P R T R 届出提出前の確認事項（下水道事業者版）

届出書（様式 1）「本紙」（1）

記入事項			チェック項目	届出方法別		
				電子 届出	磁気 ディスク 届出	書面 届出
②	様式		書面届出(QR なし)を行う場合、新様式であることを確認すること。	—	—	
①	提出日		窓口への提出日（郵送の場合は投函日、電子による届出の場合は届出ファイルの送信日）は記入したか。			
②	あて先	届出先 （主務大臣）	「国土交通大臣」を選択したか。	—	—	
			⑧で選択した「主たる事業」に対応する大臣か。			
		提出先 （都道府県 知事等）	「東京都知事」など、提出窓口となる自治体首長か。			
			事業所が存在する政令指定都市等が提出先となっている場合、「横浜市長」などとしたか。			
③	届出者	郵便番号	提出日時点の地域で通常使われている郵便番号か。大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。			
		住所	提出日時点の事業者の住所（法人にあっては登記上の本社）としたか。			
		氏名（法人にあっては名称）	法人の場合、提出日時点の法人名（登記上の名称）及び法人の代表者名（登記している）を記入したか。			
		ふりがな	ふりがなを記入したか（書面届出のゴム印使用時に注意）。			
		代理人	化学物質の管理・責任を有する者か。法人内部で委任行為をした者か。 代理人役職を記入したか。			
④	事業者の名称		法人の場合、把握年度 4 月 1 日時点の法人名（登記上の名称）としたか。			
			ふりがなを記入したか。（書面届出のゴム印使用時に注意）			
			法人番号を記載したか。（法人番号は国税庁 HP で確認可能です）			
⑤	事業所の名称		把握年度 4 月 1 日時点の工場、事業場の名称としたか。また、事業者名称は省略しているか。			
			ふりがなを記入したか。（書面届出のゴム印使用時に注意）			
⑥	事業所の所在地		把握年度 4 月 1 日時点の地域で通常使われている郵便番号か。大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。			
			ふりがなを記入したか。			

届出書（様式1）「本紙」（2）

記入事項		チェック項目	届出方法別		
			電子 届出	磁気 ディスク 届出	書面 届出
⑦	事業所において常時使用される従業員の数	把握年度 4 月 1 日時点の事業所の従業員数としたか。事業者全体の従業員数ではない。			
⑧	事業所において行われる事業が属する業種	「主たる事業」は、「下水道業」を選択したか。下水道「事」業は誤りです。			
⑨	第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙の枚数を記入したか。	—	—	
⑩	法第 6 条第 1 項の請求に係るものであることの有無	「有」「無」のいずれかを選択したか。秘密情報の請求を行わない場合は「無」とする。			
⑪	担当者	届出内容を把握している担当者か。			
		ふりがなを記入したか。			
		メールアドレスを記入したか。			

届出書（様式1）「別紙」

記入事項		チェック項目	届出方法別		
			電子 届出	磁気 ディスク 届出	書面 届出
①	別紙番号	「第一種指定化学物質」の管理番号の順番（昇順）に並べ、1 から順に連続する番号としたか。	—	—	
②	第一種指定化学物質 の管理番号・名称	記入した化学物質に誤りはないか。			
		化学物質の名称に対応する管理番号を記入したか。			
③	排出量・移動量	『ロ 公共用水域への排出』の欄に記入する排出先名は、経済産業省、環境省、N I T E のホームページにある「公共用水域の名称」 ^{注1} 一覧から選択したか。			
		排出量、移動量は、有効数字2桁で記入したか。 （例：「12.2」→「12」、「1,875」→「1,900」と記入） ダイオキシン類の場合、小数以下でも有効数字2桁としたか。 （例：「0.000364」→「0.00036」「0.103」→「0.10」）	—	—	
		過去に届け出た排出量等の数字と比較して、妥当な数字であるか。計算間違いによる桁違いなどはないか。			
		排出量及び移動量の合計が取扱量を超えていないか。			
		『下水道終末処理施設の名称』は経済産業省、環境省、N I T E のホームページにある「下水道終末処理施設の名称」一覧 ^{注2} から選択したか。			
		『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の移動量がある場合は、『廃棄物の処理方法』又は『廃棄物の種類』で該当する項目を選択したか。			
		『ロ 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、製品や有価物の量が記入されていないか。※製品（有価物）は移動量に含めません。			
		『ロ 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、②に記入した物質ではないものに変化した量が含まれていないか。			

注1：NITE ホームページ 公共用水域の名称(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/waterarea.html>)注2：NITE ホームページ 下水道終末処理施設の名称(<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/sewageplant.html>)

その他

記入事項		チェック項目	届出方法別		
			電子 届出	磁気 ディスク 届出	書面 届出
①	様式	最新の様式を使用したか。なお、磁気ディスク届出、及び書面届出を選択した場合は、可能な限り「PRTR届出作成支援システム ^注 」を使用して届出書を作成してください。			
②	PRTR届出作成支援システム	PRTR 届出作成支援システムで、届出書を作成する場合、保存等の作業で、エラーメッセージがすべてなくなっているか。			
③	届出提出	書面による届出は、様式第1の本紙と全ての別紙（別紙については別紙番号順に）を重ね、左上1箇所をホチキスで綴じたか。	—	—	
		磁気ディスク届出は、磁気ディスクに必要事項を記入したラベルを貼付したか。	—		—
④	変更届出	磁気ディスクによる変更届出では、提出票と内容変更依頼書があるか。（届出者が法人の場合）	—		—
⑤	特別要件施設（下水道終末処理施設）における届出対象物質	ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設となっている下水道終末処理施設の場合、「ダイオキシン類」を追加した内容で届出を提出する必要があります。「ダイオキシン類」に関する別紙の提出はありますか。			
		次頁の全ての届出対象物質は排出量の算定結果が0.0kgであっても届け出る必要があります。次頁の届出対象物質は全て別紙にありますか。			
		次頁の全ての届出対象物質の把握対象は放流水に含まれる対象物質の排出量のみです。『ロ 公共用水域への排出』のみに排出量を入力していますか。但し、事業所が大気汚染防止法の水銀排出施設（下水道業の場合は汚泥焼却施設）に該当する場合は、水銀及びその化合物の『イ 大気への排出』に排出量を入力する必要があります。（自ら対象物質を使用し、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t）を超える場合は、『ロ 公共用水域への排出』以外の排出量・移動量を把握する必要があります。）			
		次頁の届出対象物質以外の届出は必要ありません。次頁の届出対象物質以外の別紙の提出はありませんか。（但し、ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設となっている場合や自ら対象物質を使用し、その年間取扱量が1t（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t）を超える場合は、この限りではありません。）			

注：NITE ホームページ(https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html)の「使用方法」の「届出書作成」

特別要件施設（下水道終末処理施設）における届出対象物質（令和7年4月現在）

物質名 ¹⁾		管理 番号 ²⁾	政令 番号 ³⁾	チェック欄
1	亜鉛の水溶性化合物	1	1	
2	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	48	69	
3	カドミウム及びその化合物	75	99	
4	クロム及び三価クロム化合物	87	111	
5	六価クロム化合物	88	112	
6	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジ ン又はCAT)	113	140	
7	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	144	164	
8	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオ ベンカルブ又はベンチオカーブ)	147	168	
9	四塩化炭素	149	171	
10	1,4-ジオキサン	150	173	
11	1,2-ジクロロエタン	157	181	
12	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	158	182	
13	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	179	207	
14	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	186	213	
15	水銀及びその化合物	237	272	
16	セレン及びその化合物	242	277	
17	テトラクロロエチレン	262	301	
18	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	268	309	
19	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	272	314	
20	1,1,1-トリクロロエタン	279	323	
21	1,1,2-トリクロロエタン	280	324	
22	トリクロロエチレン	281	325	
23	砒素及びその無機化合物	332	378	
24	ふっ化水素及びその水溶性塩	374	414	
25	ベンゼン	400	452	
26	ほう素化合物 ³⁾	405	458	
27	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)	406	459	
28	マンガン及びその化合物	412	465	
29	1,2-ジクロロエチレン	632	183	
30	鉛及びその化合物	697	353	

1)物質名は、政令名を記載

2)令和3年度の化管法施行令の改正に伴い、令和6年度の届出より、政令番号に代わり管理番号が使用されることになった。

3)政令番号は、令和3年度改正政令番号を記載

電子届出の促進について

P R T R の届出方法は、電子届出、磁気データ届出、紙面届出があります。このうち、電子届出は、P R T R 届出に係る事務作業全体の省力化に有効であることから、磁気データ及び紙面による届出を行っている下水道管理者においては、電子届出の促進にご協力をお願いします。

従来必要であったクライアント証明書が不要となっており、セキュリティの側面からも、より電子届出を行いやすい環境になっています。

1) 電子届出の推奨について

■NITE による電子届出推奨のご案内

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/pdf/notice/todokedenotice_denshi.pdf

【電子届出の利点】

- 窓口への届出書の持参又は郵送の必要がなく届出ができる
- 入力補助機能・入力ミスチェック機能が付いているため、簡単に届出書の作成ができ、また記入漏れ等を防止できる。
- 届出データを電子ファイルで保存・管理できる。
- 基本、前年度の電子届出の情報がデフォルトとして表示されている（別紙の排出量等の数値以外）。
- 疑義照会の対応がシステム上で容易にできる。

2) 電子届出に必要な主な手続き方法

① 事前届出書の提出

事業所が所在する都道府県等の担当窓口へ「電子情報処理組織使用届出書」を提出してください（届出期間：通年）。当該年度に電子届出を行うためには、6月20日までに使用届出書を都道府県等に提出する必要があります。なお、使用届出書は一度提出すれば再度提出する必要はありません（次年度以降も有効です。）。

② ユーザID・初期パスワード等の受領

使用届出書が都道府県等に受理されると、使用届出書に記載された担当者宛にユーザIDとパスワードが都道府県等から郵送されます。

※クライアント証明書は不要となりました。

③ PRTR届出システムにログインして届出書を作成・送信

インターネットへ接続し、ユーザID・パスワードを入力・ログインし、届出書を作成・送信してください。

※電子届出を初めて行う方は、以下に示す「PRTR 制度 電子届出が初めての方へ」や、「よくある質問」を参考に電子届出を行ってください。

3) 参考URL

～PRTR 制度 電子届出が初めての方へ(NITE ホームページ)～

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

～よくある質問(NITE ホームページ)～

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/faq_i.html

～都道府県の届出窓口一覧(環境省資料)～

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/prtr_toiawase.pdf

化学物質管理計画の策定

1. 下水道の化学物質管理計画

化学物質管理計画は、下水道管理者が化学物質管理指針に留意し、指定化学物質等の管理の改善を図るための下記の事項を定めたものである。

- 化学物質管理の方針
- 管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標
- 目標達成のための各種方策

下水道管理者は少なくとも各種法規制の義務の範囲について、これらの事項を定めた化学物質管理計画を下水処理場毎に定める必要がある。

【解説】

(1) 化学物質管理計画策定の必要性

化学物質管理計画は、化管法第4条や化学物質管理指針を根拠に策定するものである。

図 1-1 化管法と化学物質管理指針の枠組み

(2) 化学物質管理計画に定める事項

化学物質管理指針の「化学物質の管理の体系化」では、「化学物質管理の方針」「化学物質管理計画」を定めることとしている。そして化学物質管理計画には、具体的に下記の事項が必要となる。

【化学物質管理計画に定める事項】

- 指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標の設定
- 具体的目標を達成する時期と具体的方策
- 管理計画の実施にあたって必要な事項
 - ・組織体制の整備
 - ・作業要領の策定
 - ・教育、訓練の実施
 - ・他の事業者との連携
- 管理の状況の評価及び方針等の見直し

下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、前述の通り、化学物質管理指針に留意した化学物質管理計画の策定が必要である。

化学物質管理計画において最低限として記載すべき項目について表 1-1 に整理した。表 1-1 から化学物質管理計画の内容のほとんどは、下水道管理者が日常実施していることであり、「下水道維持管理指針」に記載されている内容であることがわかる。したがって、これらの日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、化学物質管理計画を策定することが可能となる。

また化学物質管理計画は一般に、事業所単位で策定される場合が多い。この理由として、次の事項を挙げることができる。

- 事業所単位で取り扱う化学物質が異なる。
- 事業所単位で作業工程が異なる。
- 広範囲に事業所が点在する場合、所在地ごとに遵守すべき関係法令等が異なる。
- 情報提供やリスクコミュニケーションは、基本的に事業所単位で行う場合が多い。

このため化学物質管理指針では、管理計画に関して「事業所における」ということが前提となっており、下水道の化学物質管理計画についても、基本的に下水処理場毎に策定する。

表 1-1 (1) 化学物質管理計画の内容と下水道維持管理指針との関連

項 目	内 容	下水道維持管理指針※との関連
①化学物質管理の方針	下水道管理者が、指定化学物質等の管理の改善を図るための方針を定める。 【化学物質管理の方針の例】 ・化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守する。 ・化学物質管理計画を円滑に進めるための組織体制を整備する。 ・下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。	
②管理の目標 (達成時期)	「①化学物質管理の方針」に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定する。なお、これらの目標については可能な範囲で達成時期を定めることが望まれる。 【管理の目標の例】 ・化学物質管理に関わる検討会を年〇回実施する。 ・放流水で定量下限値以上の化学物質 A は、年〇回へと測定回数を変更する。 ・凝集剤は〇年以内に、指定化学物質等を含わないものへと変更する。 ・下水処理場をとりまく化学物質情報について、周辺地域に段階的に公表する。 ・下水処理場の放流水質測定結果をホームページで公表する。 ・下水処理場に流入が見込まれる化学物質の情報を、PRTR 制度を活用して収集する。 ・下水処理場からの化学物質排出量について、放流先に着目して考察する。	
③組織体制の整備	「②管理の目標」を実施していくための組織を整備する。	第1章 総論 第7節 維持管理の体制
④緊急時の連絡体制の整備	シアン、水銀等の下水処理場で処理困難な有害物質が下水道に多量に流入した場合等の事故時においては、下水道管理者は適切かつ速やかな対応を図る必要がある。このような事故時の応急措置や事故に関する情報の提供に対応すべく、「③組織体制の整備」とは別に緊急時の連絡体制を整備する。	第1章 総論 第8節 災害対策及び事故対応 (下水道法 第12条の9)

※下水道維持管理指針: 下水道維持管理指針 —2014 年版— 日本下水道協会

表 1-1 (2) 化学物質管理計画の内容と下水道維持管理指針との関連

項 目	内 容	下水道維持管理指針※との関連
⑤作業要領	下水道管理者が管理計画を実施するために必要な事項であるモニタリング、使用薬品の取り扱い、事故等への対応について具体的に示す。	(以下に示す)
⑤-1 モニタリング	指定化学物質等の測定回数、試料の採取方法、分析方法などを具体的に定める。	第 16 章 水質試験
⑤-2 使用薬品の 取り扱い	下水処理工程で使用している薬剤(凝集剤、消毒用薬剤など)や燃料の取り扱い上の留意点、水質試験室の安全対策等を具体的に示す。	第 12 章 水処理施設 第5節 消毒設備の運転管理 など 第 13 章 汚泥処理施設 第6節 汚泥脱水設備 など 第3章 安全衛生管理 第6節 水質試験室の労働 安全衛生対策
⑤-3 事故等への 対応	下水処理場に指定化学物質等が多量に流入した場合の、具体的な対応策について示す。	第1章 総論 第8節 災害対策
⑥教育、訓練 の実施	管理計画を確実に推進するために必要となる職員等への教育、訓練の内容を具体的に示す。	第1章 総論 第7節 維持管理の体制
⑦他事業者と の連携	住民・事業者等から指定化学物質等の適切な取り扱い等に関する情報の提供が求められた場合の対応方法について示す。	

※下水道維持管理指針:下水道維持管理指針 —2014 年版—日本下水道協会

2. 他事業者との連携

下水道管理者は、化学物質管理指針の「他事業者との連携」にしたがって、処理区域内の事業所に対し情報の提供を求めることが可能である。

【解説】

化学物質管理指針では、管理計画の実施の1項目として「他の事業者との連携」を定めている。

【他の事業者との連携】

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

指定化学物質等取扱事業者である下水道管理者には、下記に示す他事業者への情報提供の責務、および他事業者からの情報収集の権利がある。

- 他事業者への情報提供の責務

下水道管理者が他の事業者等から指定化学物質等に関する情報提供等の要請があった場合、適切な情報提供等を行うよう努めること。

- 他事業者からの情報収集の権利

下水道管理者は指定化学物質等取扱事業者に対して、情報提供等を要請することができる。

つまり下水道管理者は、後者の「他事業者からの情報収集の権利」を活用することで、処理区域内の指定化学物質等取扱事業者の化学物質情報を収集することができる。その結果、下水道管理者は処理区域内全体の化学物質の動態を把握し、事業者への化学物質情報の提供が可能となる。

一方、処理区域内の指定化学物質等取扱事業者は、下水道管理者の情報提供結果をふまえ、下水道へ排出する化学物質が環境に及ぼす影響を再認識し、化学物質管理について新たな努力目標を掲げることができるようになる。

このように下水道管理者と処理区域内の事業者が化学物質情報の開示を通じて連携し、環境中への化学物質排出量の削減に取り組んでいくことが望まれる。

■化学物質管理計画の策定例等を含むより詳細な情報は下記を参照

下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン（案）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000447.html

主に赤字箇所を記入することで、最低限の項目を含んだ化学物質管理計画を策定することができます。まず、最低限の化学物質管理計画を策定し、指定化学物質等の管理の改善を図るとともに、管理状況の評価、継続的な見直しの実施に努めて下さい。

別紙 7

化学物質管理計画簡易様式

(下 水 道 業)

化学物質管理計画

〇〇市下水道

〇〇下水処理場

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1 管理の方針

〇〇下水処理場は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」に定める「第一種指定化学物質」を取扱う事業者として、化学物質の適正な管理を重要課題の一つとして認識し、環境の保全上の支障を未然に防止することにより、地域住民の福祉に貢献する。

- (1) 法令厳守はもとより、所内規則にのっとり環境保全に貢献する。
- (2) 下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。
- (3) 下水道に接続する事業者や地域住民等とのリスクコミュニケーションを積極的に図る。
- (4) 上記(1)～(3)の項目を通じて、下水道から環境への化学物質の排出抑制に努める。

2 管理の目標

1 で定めた方針に即して策定した化学物質管理計画において、管理の目標は次の通りとする。

【管理の目標(例)】

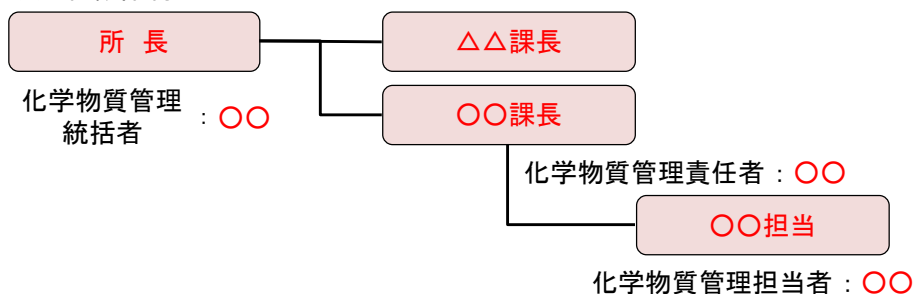
- (1) 放流水質の測定回数を年2回から〇回へ増やす。
- (2) 下水道のPRTR届出対象である30物質について、年〇回の頻度で流入水中の含有濃度を測定する。

3 組織体制

(1) 管理責任者等

	職名	主な責任と権限
化学物質管理統括者	所長	化学物質の管理に関する統括的な責任と権限を有し、化学物質管理責任者を指揮する。
化学物質管理責任者	課長	課内の化学物質管理の実施を推進するとともに、進捗状況の点検、評価を行う。
化学物質管理担当者	担当	化学物質管理責任者の指揮の下、管理計画等の内容を所員に周知するとともに、化学物質の適正管理を推進する。

(2) 組織体制



4 取扱化学物質

化学物質	年間取扱量 (kg/年)	関係法令	
		毒劇法	化管法(政令番号)

取扱いのある化学物質
について記入する。

5 モニタリング

- (1) モニタリングの実施にあたっては下水道部局で測定頻度を定め、委託業者に対して資料の採取方法、分析方法、下限値(定量、検出)を確認する。
- (2) 測定項目については、下水道法水質測定項目(30項目)とダイオキシン類である。
- (3) 年○回の頻度で流入水のモニタリングを実施する。

ダイオキシン類は必要
に応じて定める

6 化学物質の管理に係る取組み

- (1) 第一種指定化学物質は、公共用水域へ排出されていることから、下水処理施設の運転管理及び維持管理を徹底し、できる限り排出を抑制することとする。

<具体的方策>

- ① 運転マニュアルに基づく下水処理施設の適正な運転管理
- ② 点検マニュアルに基づく日常点検、定期点検による施設の機能維持
- ③ 定期的な水質調査による機能確認

- (2) 地域住民等への情報提供を前提とした情報の整理を行う。

7 事故に関する措置

下水処理施設の故障等により、指定化学物質が公共用水域に排出されるおそれがあることから、事故の未然防止及び周辺環境への被害防止を図るため、以下の措置を講ずる。

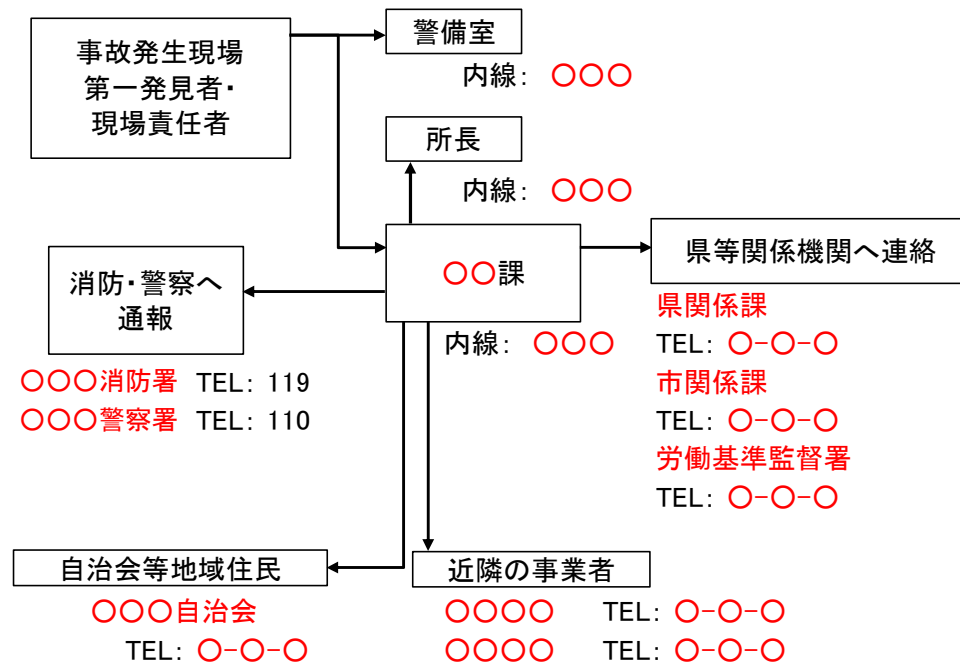
(1) 未然防止措置

- ① 施設に運転マニュアル、管理マニュアルに基づき、安全運転、安全作業を行う。
- ② ヒューマンエラーの防止を図るため、誤操作防止の表示を行う。
- ③ 施設の定期点検を確実に実施する。

② 事故時の応急措置

- ① 人員、負傷者の確認を行い、救助活動の実施にあたる。
- ② 警察、消防、自治体等の関係機関への連絡を速やかに行う。
- ③ 応急措置による被害の拡大防止を図る。
- ④ 周辺の被害状況を確認するとともに、必要に応じて下流の被害状況の調査を行う。
- ⑤ 発生原因の調査及び特定、発生原因への指導にあたっては関連部局（河川部局、環境部局）などと連携する。

③ 緊急連絡体制



8 教育・訓練

(1) 対象者

すべての下水処理場職員、および業務委託先。

(2) 実施内容

- ① 化学物質管理計画の内容の周知を図る。
- ② 化学物質の性状、危険性等に関する教育を行い、所員に周知を図る。
- ③ 化学物質に関する各種法令の内容の周知を図る。
- ④ 作業要領に基づいた化学物質の取扱いに関する訓練を行う。
- ⑤ 漏洩等の事故を想定した処置訓練、緊急連絡訓練を実施する。

(3) 実施時間

- ① 一般職員および業務委託先に対しては年○回(△月)とする。
- ② 新入・転入職員に対しては年○回(□月、×月)とする。

(4) 計画の推進

- ① 教育・訓練実施計画を定め、所員に対し定期的に教育・訓練を行う。
- ② 教育・訓練を行った場合は、記録を保存するとともに、反省点・改善点を話し合い、次回の訓練で活かすこととする。

(5) 教育・訓練実施計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所員教育	○						○					
緊急時訓練				○						○		

該当月に○を記入する。

※「下水道における化学物質排出量の把握と化学物質管理計画の策定等に関するガイドライン(案)(H23.6)」の記載内容を踏まえ、富山県生活環境文化部環境保全課「よくわかる！化学物質-環境リスク改善への道しるべ」を参考に作成。